

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

「成年年齢」が変わる!! ～2022 年 4 月になると「18 歳」は成人です～

民法が改正されたことにより、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わります。明治時代から約 140 年間、日本での成年年齢は 20 歳と民法で定められていましたが、18 歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、18 歳に引き下げられることになりました。

この改正により、2022 年 4 月 1 日に 18 歳、19 歳の方は 2022 年 4 月 1 日に新成人となります。現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が以下ようになります。



生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002 年 4 月 1 日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002 年 4 月 2 日～2003 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	19 歳
2003 年 4 月 2 日～2004 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	18 歳
2004 年 4 月 2 日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

成年に達すると何が変わる？

①保護者の同意を得なくても、自分一人で有効な契約ができるようになります

- ・携帯電話の契約
- ・アパートの賃貸契約
- ・クレジットカードをつくる
- ・高額な商品を購入したときにローンを組む
- ・10 年間有効のパスポート取得 など



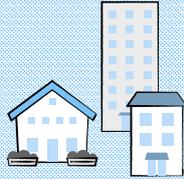
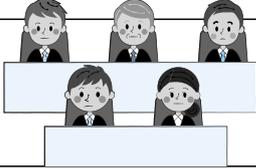
②親権に服することがなくなるので、自分の意思で決めることができるようになります

- ・自分の住む場所
- ・進学や就職などの進路 など



※飲酒や喫煙、競馬・競輪などの公営ギャンブルの年齢制限は、これまでと変わらず 20 歳です。

成年年齢の引き下げで変わるもの・変わらないもの

		現行	令和4年4月1日～
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・ローン ・クレジットカード ・部屋を借りる ・就職する（雇用契約） 	20歳 	18歳 
資格取得	公認会計士、司法書士、行政書士等の国家資格	20歳	18歳 
	大型・中型自動車免許	20歳 	20歳
	普通自動車免許	18歳	18歳
婚姻	男性 	18歳（親の同意が必要）	18歳（同意は不要）
	女性	16歳（親の同意が必要）	18歳（同意は不要）
養子を迎える 国民年金の納付 裁判員制度への参加		20歳	20歳
飲酒・喫煙 公営ギャンブル（競輪・競馬・競艇）		20歳	20歳 
選挙権		18歳	18歳 

※青い部分は、変更となるものです

未成年者の契約を取り消す権利とは？

未成年者の場合、高額な契約や複雑な契約には保護者の同意が必要です。もし、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「**未成年者取消権**」によって、その契約を取り消すことができます。（ただし、成年と偽って契約した時は、取り消しができない場合があります。）

成年になると、「未成年者契約の取り消し」はできなくなり、特別な理由がない限り、どちらか一方の都合で後から勝手に取り消すことはできません。契約を守らなかったときには、法律上の責任が問われます。



事例

高校3年生（18歳）の子どもが、推しのアイドルのライブ配信をスマホで無料視聴した。その時ライブ配信者を応援するために「投げ銭※」をしたらしく、登録していた親のクレジットカードに高額な請求があった。

※ライブ配信者を応援するための課金機能のこと

2022年3月31日まで
保護者の同意のない契約は取り消す
ことができる場合があります。

2022年4月1日以降
特別な理由がない限り契約の取り
消しはできません。



18歳がターゲットにされる！

現在、消費生活センターへの20歳未満の方からの相談件数が少ないのは、未成年者取消権が認められていることが歯止めとなり、悪質業者が取引を控えているからだと考えられています。今後、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、若者の消費者被害の増加が懸念されています。



簡単に稼げる？ うまい話に要注意！

副業サイト

ネットで副業サイトを検索してSNSでやり取りを始めた。「転売ビジネスをやれば確実に儲かる」と言われてサポート費用30万円を支払ったが、まったく儲からない。



レンタル彼氏 (女性と交際するアルバイト)

ネットで検索して「サイトに自分の写真を掲載して申込みがあればデート等をして報酬を得られる仕事」に登録した。初期費用と月額利用料を振込んだが、収入にならない。



荷受け代行

友人から荷物の受取代行のアルバイトを紹介された。「あなたの名義でサプリメントや家電製品を購入して、商品が届いたら指定された住所に転送すれば報酬を払う」と言われた。指示通りに転送したが相手と連絡が取れなくなり、購入した商品の請求書が届いた。



悩み相談にのるアルバイト

「チャットで悩みを聞いて相談にのってあげる」というアルバイトをネットで見つけて登録した。相手の男性から「謝礼の100万円をもらってほしい。受け取るためにポイントが必要だ」と持ち掛けられて何度も電子マネーでポイントを購入した。



そのアルバイト、犯罪につながります

スマホの名義貸し

先輩から「自分の代わりにスマホの契約をしてくれないか。通話料は自分が払うので絶対に迷惑はかけない」と頼まれてショップで契約して、先輩にスマホを渡した。その後、携帯電話会社から高額な請求書が届いた。



お金を受け取るアルバイト

友人から「ATMでお金をおろすだけ」「スーツを着てお金を受け取りに行くだけ」の簡単なアルバイトと言われて引き受けたが、後日特殊詐欺に加担していたことがわかった。



なりたての成人に対する周囲の人の見守りが大切です

保護がなくなったばかりの成人は社会経験に乏しく、悪質業者に狙い撃ちされる可能性があります。知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれることがあります。契約に関する様々なルールを理解した上で契約するよう支援することが大切です。心配なときは、早めに台東区消費生活センターへご相談ください。



くらしの相談課からのお知らせ

くらしの相談課では、区民の皆さんの安全で快適な消費生活を支援するため、情報発信やイベント・講座の開催を行っています。ぜひご活用ください。

消費生活情報メールマガジン

消費者トラブルの事例や、製品事故などのお知らせ、消費生活に関連する講座・イベントなどの情報を配信しています。下記 URL か、二次元コードからメールアドレスをご登録いただくと、毎月一回程度の配信を受け取ることができます。

<http://www.anshin-bousai.net/taito/>



くらしに役立つ講座

日常生活における身近な内容をテーマに、消費者講座を開催しています。くらしに役立つ知識や情報がいっぱいですので、お気軽にご参加ください。

募集は、台東区公式ホームページや、「広報たいとう」などで随時お知らせしています。



消費生活相談員による出前講座

台東区内で行われる集会、学習会、社内研修等に消費生活相談員がお伺いして、消費トラブルの対処法やくらしに役立つ情報をお話します。

費用は無料、短時間でも少人数でも構いません。

【申込先】

台東区役所くらしの相談課消費者担当

電話 03-5246-1144



台東区消費生活 Day

11月26日、27日に、台東区生涯学習センターで、「台東区消費生活 Day」を開催しました。

講座やパネル展示を通して、くらしに役立つ情報を発信し、絵本・おもちゃのリユースや、消費者クイズといったミニイベントも行いました。



講座の様子



パネル展示

台東区消費生活センター

相談専用電話 **03-5246-1133**

受付時間 **月～金 午前9時～午後4時まで**

受付場所 **台東区役所9階 ⑦番窓口**

相談できる方 **台東区内在住、在勤、在学の方**

トラブルにあった時は
早めにご相談ください。

電話または来所による相談です。
相談無料・秘密厳守です。

